

環境影響評価方法書についての意見の概要及び方法書意見に対する見解書

[意見 1]

本事業計画予定地には、車両交通につき幾つかのボトルネックとなる交差点・踏切が存在する。そのボトルネックとなる交差点、踏切の渋滞評価などはないのか。

[回答 1]

国土交通省では、自動車と歩行者のボトルネックとなる踏切の要件を定義しています。本事業実施予定区域には、歩行者のボトルネック踏切として、堺東駅前交番付近の堺東1号踏切があり、また、自動車のボトルネック踏切として、大堀堺線の浅香山3号踏切があります。

なお、国土交通省公表の踏切安全通行カルテにて、踏切の諸元、交通量、事故発生状況等を確認することができます。

[意見 2]

粉塵や騒音の評価については昼夜で区分されて基準が示されているが、時間帯は一年間を通じて同じなのか。

四季別、あるいはサマータイム期は時間帯を異にする必要はないか。

[回答 2]

騒音や振動は法令に基づき、時間帯毎の基準が決められており、季節毎の違いはありません。粉じんについては、月毎の参考値があり年間を通じて同じです。

[意見 3]

実際に工事が始まった場合、工事期間中、ボトルネックとなる交差点・踏切区間につき、一般車両等の交通規制する考えはないのか。

もし、一般車両等の交通規制が可能になった場合、迂回道路の指定も必要となると思うが考えは如何か。

[回答 3]

現時点では、大堀堺線などの交通規制は想定しておりませんが、交通規制の詳細については、今後の検討となります。